

第5章 EUの農産物・食品の輸入通関

◎ 本章のポイント

本章では、EUに到着してからの通関手続をとりあげている。これらは、EU側の輸入者が行うので、輸出者は関係がないとも考える人も多いが、このような情報を輸出者が知っておくことは、マーケティングの観点からも役に立つ。

本章は、以下の2つの項目で構成している。

- I. 輸入に必要な税金の種類と計算方法
- II. 輸入通関の概要

- I. 輸入に必要な税金の種類と計算方法
輸入コストの算出に必要な関税をはじめ必要となる税金について述べている。

- II. 輸入通関の概要
EUの輸入通関の手順や必要書類そして所要時間を解説している。

I. 輸入に必要な税金の種類と計算方法

1. 関税の仕組み

EUは域内諸国間の貨物移動は無関税自由貿易であり、域外との貿易においては共通関税体制をとり、EU25カ国が共通した関税率を採用している（どこの国で輸入しても同じ関税率である）。これは、すなわちドイツで通関しようが、フランスで通関しようが関税率は同じであることを意味する。

また、ひとたびEUで通関を行い、関税を支払えば、その後EU域内を移動する際には、関税が徴収されないことで、域内の移動をきわめて容易なものにしている。しかし、付加価値税は各国により異なるので、最終的に消費された国で税率は異なる。

その他、発展途上国に対する優遇税制や自由貿易協定、通商経済協力協定等に基づく優遇制度もあるが、日本は優遇措置の対象とはなっていないので、もっとも高額な関税適用を受ける。2004年に、それまで西欧諸国への食料供給地であった東欧諸国がEUに加盟したことに伴い輸入関税が0になり、東欧からの食料品の価格競争力が一段と強まることになり、日本を含む域外諸国の製品の輸出競争力が弱まることとなった。


関税は商品価格に、EUまでの運賃（海上運賃、航空運賃）、保険料（保険をかけてない場合は0として）を足したCIF価格に対して、それぞれの税率が課せられるのが原則である。ただし、農水産品には重量等の数量に関税がかけられる品目もある。その場合、関税が高くなる法の計算方式が採用される。

EUの関税率を調べるには関税検索サイトで可能である（P.87【図5-1】）。

(http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds/en/tarhome.htm)

【図5-1】EUの関税率を検索するホームページ

IMPORTANT LEGAL NOTICE - The information on this site is subject to a [disclaimer](#) and a [copyright notice](#) .

 Europa

The European Commission

Taxation and Customs Union

TARIC Consultation

Last update 19/12/2006

You can search by specifying a TARIC code or by browsing in Sections and Chapters.

TARIC code

Country of origin/destination

Simulation date

[Home](#) [Textual Search](#) [Geo Search](#) [Help](#)

出所：EUの関税検索サイト (http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds/en/tarhome.htm)

【表5-1】EUの日本製品に対する関税率

	商品	税率
野菜・果実	りんご	109 ユーロ/100 kgs
	なし	96.10 ユーロ/100 kgs
	いちご	11.20%
	きのこ（養殖）	6.40%
	ごぼう	13.60%
	なす	12.80%
	ぶどう（種無し）	11.50%
	みかん	69.70 ユーロ/100 k g s
	水産	生鮮・冷蔵フィレ（まぐろ・たい・すずき）
冷凍フィレ（たら）		8%
冷凍フィレ（まぐろ）		18.00%
冷凍フィレ（さば）		15%
すりみ		14.20%
生、冷蔵、冷凍かに		7.50%
ロブスター		6%
えび		12%
いか		6%
たこ		8.00%
貝柱		11%
ほたて（生鮮、冷蔵）		8.00%
加工食品	チョコレート菓子 5%	8.30%
	りんごジュース、果汁67%以上で100kgs 当たり22ユーロ以上	30%+18.4 ユーロ/100 kgs
	オレンジジュース、果汁20%以上で2リットル以上のボトル	12.20%
	ミックスジュース、果汁67%以上、無砂糖、 100kgs 当たり 30 ユーロ以上	16%
	氷菓（脂肪分3%以下）	8.6%+20.2 ユーロ/100 kgs
	魚のソース	11.50%
	野菜スープ	11.50%
	せんべい	9%
	しょうゆ	7.70%
	柑橘系ジャム（砂糖13%~33%）	20%+4.2 ユーロ/100 kgs
	うどん	6.40%+9.7 ユーロ/100 kgs
	マヨネーズ	7.70%
カレー調製品	7.70%	

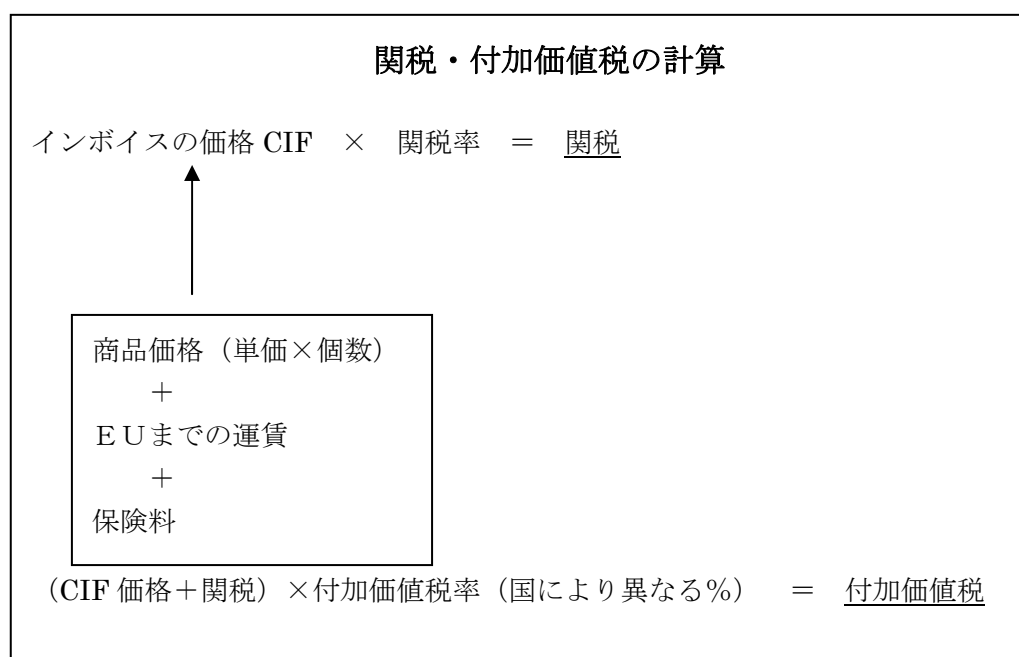
出所：EU関税検索サイト（http://ec.europa.eu/taxation_customs/dds/en/tarhome.htm）より作成。

2. その他の税

付加価値税と個別物品税がある。

①付加価値税：原則としてすべての財貨・サービスに対して課税される。これは各国により異なる。EUの付加価値税には軽減税制度があり、基本的な生活物資には軽減税率が適用されるケースが多い。

②個別物品税：タバコ、アルコール飲料といったものに物品税を課す国もある（英国等）。



【表5-2】付加価値税

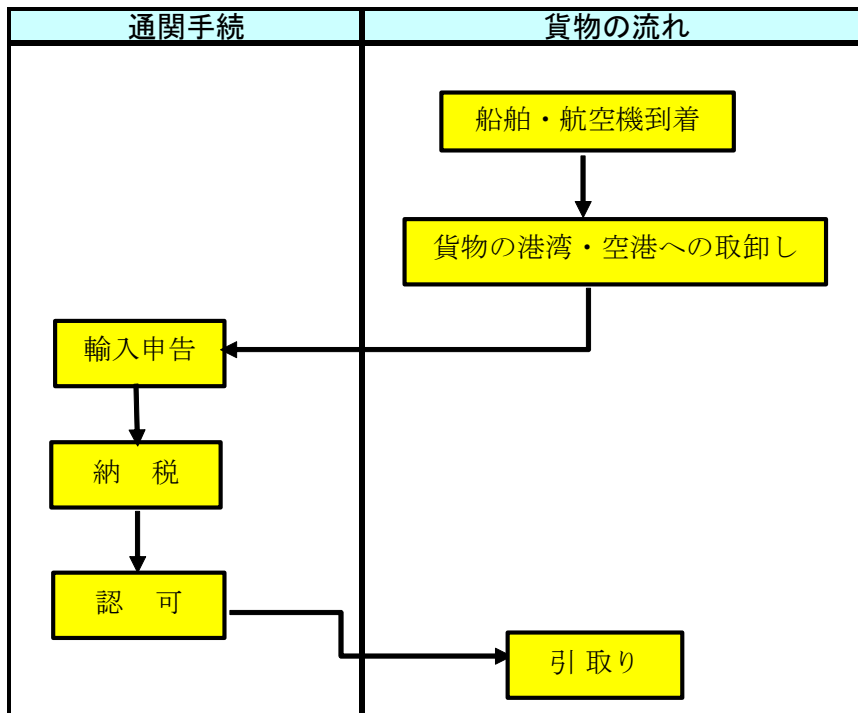
付加価値税	軽減税率	対象	物品税対象
21	0	飲食品	ワイン、アルコールに物品税
20	10	家畜、食肉、ハム、小麦粉、米、果実、鮮魚、卵、酢、砂糖	
	4	紅茶、生鮮野菜、牛乳、マーガリン、チーズ、バター、オリーブ油、パン、パスタ	
17.5	0	食料品(例外あり)	ワイン、アルコールに物品税
19	6	必要不可欠な産物(農産品等)	
20	10		
25	12	食品、食品添加物、アルコール(特別税がさらに付加)	ワイン、アルコールに物品税
16	7	食品(アルコール、清涼飲料を除く)	
	4	パン、小麦、ミルク、チーズ等	
19	5	基本食品	
25			物品税(アルコール飲料、たばこ、チョコレート、コーヒー、紅茶、ミネラルウォーター)
16	7		
20	5	特定の品目	アルコール率が1.2%以上の飲料(ビールは0.5%)。2000年8月よりワインも課税対象。
22	17		タバコ、アルコール飲料、ソフトドリンク。濃度・分量で課税
19.6	5.5	食料品(特定のものを除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・アルコール飲料、タバコ製品等 ・EU域外からの特定産品の輸入に課される並行輸入税(例えば、缶詰類などの保存または半保存用の水産物0.2%、その他の水産物について0.27%等) ・農産物の特別課徴金 <ol style="list-style-type: none"> 1. 食用油の特別税: 農業援助補助予算のための課税で、税率は99年12月30日付法律99-1172号で規定 2. 特定の小麦粉: 税率は93年6月4日付官報に掲載 3. 穀物およびその副産物: 税率97年2月27日付官報に掲載
21	6	基本的食品	
21	12	加工食品	ビール、スピリッツ(税率は毎年見直し)
	5	未加工食品	
22	7	食品一般	酒類
	3	一部	

出所: JETRO ホームページより作成。

II. 輸入通関の概要

EUの輸入通関制度は各国で共通化されている（【図5-2】）。

【図5-2】 輸入通関フロー



船舶や航空機が到着する前から申告データを税関に送信し申告の準備をすることは可能であるが、税関審査は、正式には貨物が船舶や航空機から取卸されて、港湾や空港の貨物蔵置施設に搬入が確認された後に開始される。

税関申告はコンピュータによる申告が一般的であり、申告後30分以内に許可、書類審査、貨物検査のいずれかの判断を下し、それぞれの審査に合格した貨物は輸入が許可される。

<必要書類>

- ・申告書
- ・インボイス
- ・パッキングリスト
- ・B/L
- ・輸入ライセンス
- ・水産物の場合は、衛生証明書
- ・野菜・果実の場合は植物防疫検査証明書

EUは域内での貨物移動の自由化を促進することを目指したため、異なる国で輸入通関をした貨物を国境通過させて自国に輸送することが可能となった。このことは、税関手続からみれば自国に輸入される貨物が必ずしも自国で通関を行わなくてもよくなったことを意味する。

従来、欧州のゲートウェーであるドイツやオランダの通関は迅速であるという評価が高かったのに対して、フランスやイタリア、スペインといった西欧南部諸国の輸入通関は、

- ・税関職員の執務時間が短い（昼休みも長く、早く終わる）
- ・税関処理スピードが遅い
- ・税関職員により判断にばらつきがある

といった不満が多かった。

しかし、EU統合が進み自国の貨物でも他国あるいはもっとも利便性の高い別の国で通関することが可能となると、これらの国々も対抗競争上、サービスレベルが上がる結果となり、現在では以前に聞かれた利用者からの不満を聞くことは少なくなり、ドイツやオランダといった従来評価が高かった諸国との差がなくなっている。

中東欧諸国の場合も、EUの通関システムに準じており、EU統合前から準備が進められてきた。ゲートウェーで輸入通関をすれば、国境での手続なくEU国内貨物として貨物受領地までのデリバリーが可能である。

コラム：EU域内流通の考え方

EUでは相互認証の考え方に基づき、ある国で合法的に作られたり売られたりしている商品を、自国で販売することを禁止できないのが原則である。この原則はたとえば、自国と異なる基準で作られている場合でも適用される。もし、禁止する場合は人体や消費者、環境に有害であることを正当化せねばならない。